

事務連絡  
平成23年7月29日

社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省保険局医療課

検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。



保医発0729第2号  
平成23年7月29日

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成23年8月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図らるたい。

### 記

- 別添1第2章第3部第1節第1款D001中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。
  - ヒト尿中L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)
    - ヒト尿中L型脂肪酸結合蛋白は、「14」の尿中IV型コラーゲンに準じて算定する。
    - 原則として3月に1回に限り算定する。ただし、医学的な必要からそれ以上算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
- 別添1第2章第3部第1節第1款D006-7の(1)中「急性骨髄性白血病」を「急性骨髄性白血病又は骨髄異形成症候群」に改める。
- 別添1第2章第3部第1節第1款D007中(46)を(47)とし、(12)から(45)までを(13)から(46)とし、(11)の次に次のように加える。
  - 「15」のアルカリフォスファターゼ・アイソザイムは、アガロース電気泳動法

によって、一連の検査によって同時に、骨型アルカリフォスファターゼ（BAP）を測定した場合には、「15」のアミラーゼ・アイソザイムをさらに加算する。ただし、区分番号「D008」内分泌化学検査の「14」の骨型アルカリフォスファターゼ（BAP）と併せて実施した場合には、当該加算は算定できない。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

現 行	改 正 後
<p>別添1                      医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料                      第3部 検査                      D001 尿中特殊物質定性定量検査                      (1)～(4) (略)                      (5) ヒト尿中L型脂脂肪酸結合蛋白(L-FABP)                      ア ヒト尿中L型脂脂肪酸結合蛋白は、「14」の尿中IV                      型コラーゲンに準じて算定する。                      イ 原則として3月に1回に限り算定する。ただし、                      医学的な必要からそれ以上算定する場合には、                      は、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記                      載する。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>D006-7 WT1 mRNA核酸増幅検査、サイトケラチ                      ン(CK) 19 mRNA、UDPPグルクロン酸                      転移酵素遺伝子多型                      (1) WT1 mRNA核酸増幅検査                      WT1 mRNA核酸増幅検査は、リアルタイムRT-                      PCR法により、急性骨髄性白血病又は骨髄異形成症候                      群の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月に1                      回を限度として算定できる。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>D007 血液化学検査                      (1)～(11) (略)</p>	<p>別添1                      医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料                      第3部 検査                      D001 尿中特殊物質定性定量検査                      (1)～(4) (略)                      (5) ヒト尿中L型脂脂肪酸結合蛋白(L-FABP)                      ア ヒト尿中L型脂脂肪酸結合蛋白は、「14」の尿中IV                      型コラーゲンに準じて算定する。                      イ 原則として3月に1回に限り算定する。ただし、                      医学的な必要からそれ以上算定する場合には、                      は、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記                      載する。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>D006-7 WT1 mRNA核酸増幅検査、サイトケラチ                      ン(CK) 19 mRNA、UDPPグルクロン酸                      転移酵素遺伝子多型                      (1) WT1 mRNA核酸増幅検査                      WT1 mRNA核酸増幅検査は、リアルタイムRT                      -PCR法により、急性骨髄性白血病の診断の補助又                      は経過観察時に行った場合に1月に1回を限度として                      算定できる。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>D007 血液化学検査                      (1)～(11) (略)</p>

(12) 「15」のアルカリフォスファターゼ・アインゾイムは、アガロース電気泳動法によって、一連の検査によって同時に、骨型アルカリフォスファターゼ (BAP) を測定した場合には、「15」のアミラーゼ・アインゾイムをさらに加算する。ただし、区分番号「D008」内分泌化学検査の「14」の骨型アルカリフォスファターゼ (BAP) と併せて実施した場合には、当該加算は算定できない。

(13)～(47) (略)

(12)～(46)

(略)